

福岡県公報

平成二十三年二月二十一日
第三千二百二十一号
増刊
①

目次

告示(第三百三十三号)

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示 (林業振興課) …………… 一

再掲

福岡県造林事業交付金交付規程 (林業振興課) …………… 七

告示

福岡県告示第三百三十三号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年二月二十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業補助金交付規程(昭和五十四年十一月福岡県告示第十六百七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

前条に規定する補助金の交付の対象となる造林事業(以下「補助事業」という。)

の区分、事業主体、規模及び実施要件並びに補助金の額は、別表一から別表三までに掲げるとおりとする。

同条第二項中「造林の場所」の下に「(以下「造林地」という。)(」を加え、「第二条に規定する場所」を「第二条第一項に規定する森林」に改め、同条第三項中「指定したのものによるもの」を「指定するもの」に改める。

同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は事業主体としない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第

二条第二号に規定する暴力団(以下この号において単に「暴力団」という。)(又は同条第六号に規定する暴力団員(以下この号において単に「暴力団員」という。)

二 暴力団員が事業主又は役員となつている事業者

三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

第三条第二項第一号中「造林場所」を「造林地」に改める。

第五条の見出しを「(補助金の交付の決定)」に改め、同条中「補助事業としての適否を決定する」を「補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をする」に改める。

第六条第二項中「知事は、事業主体が」を「補助金の交付を受けた事業主体は、」に改め、「おいて」を削り、「別に定めるところにより」の下に「知事の返還命令を受けて、」を加え、「の返還を命じることがある。」を「を返還しなければならない。」に改め、同条第三項中「知事の返還命令を受けて、」の下に「当該補助金に係る」を加え、「に相当する補助金」を削る。

別表一から別表三までを次のように改める。

別表 1 育成林整備事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件
整理伐 単層林改良 人工造林	地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるか、又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、4.0ヘクタール以上（ただし、生産森林組合が事業主体の場合には3.0ヘクタール以上、森林施業計画の認定を受けた者、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者及び森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等が事業主体の場合には0.1ヘクタール（特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する場合は0.1ヘクタール）以上、特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者が事業主体の場合には0.1ヘクタール以上）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	市町村森林整備事業計画に基づき行う事業とする。
育成単層林整備 保育 植栽型 下刈 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐 特定高齢級間伐 枝打ち a・b 下刈 雪起こし 除伐 天然更新型 間伐 特定高齢級間伐	育成単層林作業道 整理伐 人工林整理伐 受光伐 抜き伐り 枝払い 樹下植栽等 複層林改良 下刈 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐 下刈 雪起こし 除伐 間伐 天然更新型 除伐 間伐	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上		
育成複層林整備	地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）に基づき間伐等を実施する者（5戸以上の森林所有者から間伐等を受託、又は10ヘクタール以上の間伐等を受託して実施する者に限る。）			

別表2 機能回復整備事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件
健全松林健全化整備 衛生伐 整理伐 単層林改良 人工造林 植栽型 保雪 天然更新型 除伐 間伐 土壌改良 育成単層林作業道 整理伐 複層林改良 保雪 天然更新型 除伐 間伐 土壌改良 育成複層林作業道 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等 標識類等 荒廃竹林整備	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林法施行令第11条第8号に規定する団体	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上	当該事業に要した標準経費の70パーセント	松くい虫被害対策事業実施要領（平成9年4月1日9林野造第82号林野庁長官通知）に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とする。 松くい虫被害対策事業実施要領に基づき樹種転換を行う事業とする。
保全松林緊急保護整備事業 育成単層林 整理伐 単層林改良 人工造林	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林法施行令第11条第8号に規定する団体	1 施行地につき0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、0.5ヘクタール以上	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	森林被害の復旧等諸々の条件に応じた森林造成等を行う事業とする。ただし、市町村が事業主体となることのできるものは、森林整備協定造林として行う場合に限る。また、森林所有者が育成単層林整備の保育（植

別表3 長期作業道及び作業道等

事業の区分	事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件
長期間継続使用作業道 育成単層林作業道 育成複層林作業道 機能増進保育作業道 団地間伐作業道 長期育成循環作業道 衛生伐作業道	該当する事業に準じる。	下列を除く造林予定面積が概ね3ヘクタール以上	当該事業に係る補助率とする。	当該補助対象造林事業の実施面積1ヘクタール以上の延長は、概ね300メートルを限度とする。また、各事業計画期間内での造林計画の達成が確実であること。
上記以外の作業道等	該当する事業に準じる。ただし、森林所有者が事業主体となれるのは、車道幅員1.8メートル未満のもののみ。	下列を除く造林予定面積が概ね3ヘクタール以上 ただし、車道幅員1.8メートル未満のものについては、当該面積が採択規模以上		造林計画の期間は3年以内とし、当該補助対象造林事業の実施面積1ヘクタール以上の延長は、車道幅員1.8メートル以上については概ね300メートル、車道幅員1.8メートル未満については概ね500メートルを限度とする。また、各事業計画期間内での造林計画の達成が確実であること。

別表四を削る。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程の規定は、平成二十二年度分の補助金から適用する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第二百三十一号の三

福岡県造林事業交付金交付規程を次のように定める。

平成二十三年一月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県造林事業交付金交付規程

（趣旨）

第一条 知事は、造林事業の振興を図るため、造林事業を実施した実施主体（以下「事業主体」という。）に対し、当該事業に要する経費について、この告示の定めるところにより、毎年度予算の範囲内において交付金を交付する。

（交付金事業）

第二条 前条に規定する交付金の交付の対象となる造林事業（以下「交付金事業」という。）の区分、事業主体、規模及び実施要件並びに交付金の額は、別表一から別表四までに掲げるとおりとする。

2 造林の場所（以下「造林地」という。）は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林とする。

3 造林する種苗は、知事が別に指定するものとする。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は事業主体としない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（以下この号において単に「暴力団」という。）又は同条第六号に規定する暴力団員（以下この号において単に「暴力団員」という。）

二 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（交付金の交付申請）

第三条 交付金の交付を受けようとする事業主体は、事業が完了した後速やかに交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額（消費税及び地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。）のうち、消費税法（昭和六十三年法律第八号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があることが明らかなる場合には、交付金交付申請書にその旨を明らかにし、交付金の交付申請をしなければならない。

2 前項に定める交付金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 造林地を示す図

二 実測図又は実測図と同等程度の精度を有する施業図

（委任）

第四条 事業主体が前条の規定による交付金の交付申請又は交付金の受領を代理人に委任するときは、委任状を知事に提出しなければならない。

（交付金の交付の決定）

第五条 知事は、第三条の書類が提出されたときは、当該造林地について、実地に検査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をするものとする。

（義務）

第六条 交付金の交付を受けた事業主体は、当該造林地について交付金交付の目的が達成されるよう必要な手入れを行わなければならない。

2 交付金の交付を受けた事業主体は、当該造林地について交付金の交付の目的に反して使用した場合には、別に定めるところにより、知事の返還命令を受けて、当該交付金事業に係る交付金相当額を返還しなければならない。

3 事業主体は、交付金の額の確定後に、消費税の申告により当該交付金に係る仕入れ

に係る消費税等相当額が確定した場合には、その旨を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額を返還しなければならない。

(規則との関係)

第七条 交付金の交付については、この告示に定めるもののほか、福岡県補助金等交付規則(昭和三十三年福岡県規則第五号)の定めるところによる。

(書類の経由)

第八条 この告示により事業主体が知事に提出すべき書類は、当該造林地を管轄する農林事務所長を経由しなければならない。

(補則)

第九条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

別表1 育成林整備事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	交付金の額	事業の実施要件
整備伐 単層林改良 人工造林	市町村、森林整備法人、林業（造林）公社及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律（平成11年法律117号）の規定に基づき選定された事業者（以下「PFI事業者」という。）	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の50/パーセント	農山漁村地域整備交付金実施要領に基づき県が作成した森林基盤整備事業計画（以下「森林基盤整備事業計画」という。）に基づき行う事業とする。ただし、PFI事業者については、対象を市町村有林で行うものに限る。 また、長期育成循環整備については、分収方式によるものを除く。 なお、分収方式解除後の森林施業は、森林整備法人が、分収林契約の契約期間の途中で当該契約を解除した後に継続して実施するものを対象とする。
保育 植栽型 下刈 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐 特定高齢級間伐 枝打ちa・b		1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、4.0ヘクタール以上		
天然更新型 雪起こし 除伐 間伐 特定高齢級間伐	育成単層林作業道	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上		
整理伐 人工林整理伐 受光伐 抜き伐り 枝払い 樹下植栽等 複層林改良				
育成複層林整備 植栽型 下刈 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐 下刈 雪起こし 除伐 間伐 天然更新型 除伐 間伐				

公的森林整備推進事業

<p>育成複層林作業道</p>	<p>機能増進保 育</p>	<p>1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、4.0ヘクタール以上</p>	<p>当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント</p>	<p>森林整備事業計画に基づき行う事業とする。</p>
<p>機能増進保 育</p>	<p>機能増進保 育作業道</p>			
<p>団地間伐</p>	<p>間伐 枝打ち 林床保全整備</p>			
<p>長期育成循環整備</p>	<p>団地間伐作業道</p>			
<p>誘導伐</p>	<p>抜き切り 枝払い</p>			
<p>樹下植栽等</p>	<p>長期育成循環改良</p>			
<p>長期育成循環改良</p>	<p>長期育成循環改良</p>			
<p>保 育</p>	<p>植栽型 下刈 雪起こし 倒木起こし</p>			
<p>天然更新型</p>	<p>下刈 雪起こし 除伐 間伐</p>			
<p>長期育成循環作業道</p>	<p>長期育成循環作業道</p>			
<p>付帯施設等整備</p>	<p>林内作業場等 林床保全整備</p>			
<p>育成単層林整備</p>	<p>鳥獣害防止施設等 鳥獣害防止施設等 標識類等</p>			
<p>流域育成林整備事業</p>	<p>整理伐 単層林改良 人工造林 保育 植栽型 倒木起こし</p>	<p>1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、4.0ヘクタール以上（ただし、生産森林組合が事業主体の場合には3.0ヘクタール以上）</p>	<p>当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント</p>	<p>森林整備事業計画に基づき行う事業とする。</p>

団地間伐 間伐 枝打ち 林床保全整備 団地間伐作業道 誘導伐 抜き切り 枝払い 樹下植栽等 長期育成循環改良 長期育成循環整備 保育 植栽型 下刈 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐 天然更新型 下刈 雪起こし 除伐 間伐 長期育成循環作業道 林内作業場等 林床保全整備 鳥獣害防止施設等 鳥獣害防止施設等 標識類等 付帯施設等整備 荒廃竹林整備			

1 事業主体につき、4.0ヘクタール以上（ただし、生産森林組合が事業主体の場合には3.0ヘクタール以上、森林施業計画の認定を受けた者、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者及び森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等が事業主体の場合には0.5ヘクタール（特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する場合は0.1ヘクタール）以上、特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者が事業主体の場合には0.1ヘクタール以上）

別表2 共生環境整備事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	交付金の額	事業の実施要件
森林空間総合整備事業 共生環境整備 樹木等の植栽・播種 雑草木の除去 不用木の除去・不良木の淘汰 枝葉の除去 林間広場整備 土壌条件の改良 標識類整備 林内作業場整備 駐車場整備 防火施設整備 渓流路整備 環境教育促進施設整備 健康増進広場整備 健康促進施設整備 林内歩道 林内歩道 森林空間作業道 用地等 土地取得 取得 立木竹取得	市町村 行政支援タイイフは、市町村 市民主導タイイフは、森林施業計画 の認定を受けた者（森林所有者及び 森林組合その他施業事業体を除く。 ）及び森林法施行令第11条第7号に 掲げる特定非営利活動法人等 市民開放タイイフは、森林所有者の うち森林施業計画の認定を受けた者 又は市町村との森林整備に関する協 定を締結した森林所有者 野生生物共生林整備は、市町村、 森林所有者、森林組合、生産森林組	概ね50ヘクタール以上のまと まりのある森林 1 施行地の面積が、0.1ヘク タール以上かつ5ヘクタール以 上のまとまりがある森林	当該事業に要した実行経 費の70/パーセント 当該事業に要した実行経 費の70/パーセント 当該事業に要した実行経 費の40/パーセント	森林基盤整備事業計画に基づき行う事業とする。 森林基盤整備事業計画に基づき行う事業とする。
全体の森整備事業 共生環境整備 樹木等の植栽・播種 雑草木の除去 不用木の除去・不良木の淘汰 枝葉の除去 林床整備 ピオトの水辺環境整備 森整備 標識類整備	行政支援タイイフは、市町村 市民主導タイイフは、森林施業計画 の認定を受けた者（森林所有者及び 森林組合その他施業事業体を除く。 ）及び森林法施行令第11条第7号に 掲げる特定非営利活動法人等 市民開放タイイフは、森林所有者の うち森林施業計画の認定を受けた者 又は市町村との森林整備に関する協 定を締結した森林所有者 野生生物共生林整備は、市町村、 森林所有者、森林組合、生産森林組	1 施行地の面積が、0.1ヘク タール以上かつ5ヘクタール以 上のまとまりがある森林	当該事業に要した実行経 費の70/パーセント 当該事業に要した実行経 費の70/パーセント 当該事業に要した実行経 費の40/パーセント	森林基盤整備事業計画に基づき行う事業とする。 森林基盤整備事業計画に基づき行う事業とする。

帯 施 設 整 備	林内作業場整備	合、森林組合連合会、森林整備法人、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等、森林法施行令第11条第8号に規定する団体及び森林施業計画の認定を受けた者	費の70パーセント
	駐車場整備		
	防火施設整備		
	機能保持施設整備		
	給排水施設整備		
	休憩施設整備		
	防護柵等整備		
	渓流路整備		
	林内志道等整備		
	林内歩道		
林内志道等整備	林内歩道	市町村	当該事業に要した実行経費の40パーセント
用地等取得	土地取得		
	立木竹取得		

別表3 機能回復整備事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	交付金の額	事業の実施要件
改良 特定林地改良作業道 付帯施設整備 鳥獣害防止施設等 鳥獣害防止施設等 標識類等 荒廃竹林整備	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林法施行令第11条第8号に規定する団体	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上	当該事業に要した標準経費の70/パーセント	森林基盤整備事業計画に基づき行う事業とする。
特定林地改良 特定森林造成事業 耕作放棄地等森林造成 育成単層林整備 整理伐 単層林改良 人工造林 保育 植栽型 下刈 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐 枝打ちa・b 天然更新型 除伐 間伐 育成単層林作業道 整理伐 受光伐 抜き伐り 枝払い 樹下植栽等 複層林改良 植栽型 保育 下刈 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐	市町村	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40/パーセント		

別表4 長期作業道及び作業道等

事業の区分	事業主体	事業の規模	交付金の額	事業の実施要件
長期間継続使用作業道 育成単層林作業道 育成複層林作業道 機能増進保育作業道 団地間伐作業道 長期育成循環作業道 森林空間作業道 森林の森作業道 特定林地改良作業道	該当する事業に準じる。	下列を除く造林予定面積が概ね3ヘクタール以上	当該事業に係る補助率とする。	当該補助対象造林事業の実施面積1ヘクタール以上の延長は、概ね300メートルを限度とする。また、各事業計画期間内での造林計画の達成が確実であること。
上記以外の作業道等	該当する事業に準じる。ただし、森林所有者が事業主体となれるのは、車道幅員1.8メートル未満のもののみ。	下列を除く造林予定面積が概ね3ヘクタール以上 ただし、車道幅員1.8メートル未満のものについては、当該面積が採択規模以上		造林計画の期間は3年以内とし、当該補助対象造林事業の実施面積1ヘクタール以上の延長は、車道幅員1.8メートル以上については概ね300メートル、車道幅員1.8メートル未満については概ね500メートルを限度とする。また、各事業計画期間内での造林計画の達成が確実であること。

附則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十二年度分の交付金から適用する。